

京都さつきNEWS Vol.45

京都さつき法律事務所報 第45号 2026(令和8)年1月1日発行

発 行 人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入延寿堂第二ビル2階

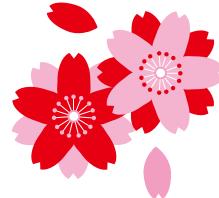
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail : info@kyoto-satsuki.jp HP : <https://kyotosatsuki.xtr.jp/>

編集責任者 山下信子

2026新年号

2026年がみなさまにとって良い年になりますように。

今年もよろしくお願いします。



2026年正月 京都さつき法律事務所一同

これから始まる 新しい離婚後の親権制度

弁護士 本條 裕子



さつきニュースVol.42で「どうなる？どう変わった？離婚後の『共同親権』導入」との記事を書きましたが（バックナンバーは当事務所ホームページからご覧いただけます。）、いつから改正民法が適用されるのか、が決定しました。令和8(2026)年4月1日です。

1. 共同親権制度に関するおさらい

ここで、今回改正により導入される共同親権の制度について、以前の記事のおさらいをします。

これまで、離婚時に、父母どちらか1人を親権者と決めていましたが、改正民法施行後は、①父母のうち1人だけを親権者とするか（単独親権）、②2人とも親権者とするか（共同親権）を選ぶことになります。どちらを選ぶかは、夫婦が話し合いで決めますが、話し合いがまとまらないときは、裁判所にどちらにするかを決めてもらうことになります。

もし、共同親権になった場合、子どもを育てている方の親は、

子どもの日常的な世話に関しては変わりなく行えますが、子どもに関する大事なことを決めるとき、もう1人の親権者の同意を必要とされる場合があります。たとえば、受験（進学先の決定）・転校、パスポートの取得、引っ越し（居住地の変更）、生命に関わる手術、などです。同意を求めて、もう1人の親権者が同意してくれない・返事をしてくれないときは、裁判所に対して、意見対立を調整するための手続きを申し立てたり、単独で決めてよいと認めてもらうための手続きを申し立てたりする必要があります。

2. 法務省のQ & A

改正民法の施行にあたり、法務局からQ&Aも公表されてい

ます。今回はその内容の一部を紹介します。

①新民法の下では、共同親権の方が認められやすいのか?

個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善を判断すべきであり、共同親権・単独親権のどちらが認められやすいということは一概にはいえない。

②父母の合意がないにもかかわらず共同親権と定められる場合として、どのような場合が考えられるか?

同居親による子の養育に不安があり、関係機関による支援・

関与に加えて別居親の関与があった方が子の利益にかなうケース、父母間の感情的な問題と親子関係を切り分けることができるケースなど。

③改正法の施行前に離婚をした父母は、父母双方を親権者とすることはできるか?

親権者変更の申立てを行い、裁判所が子の利益のため、父母と子の関係や父母の関係その他一切の事情を考慮して判断することになる。その際には、個別具体的な事情に即して、父母の一方が養育に関する責任をこれまで十分に果たしてきたかや、父母相互の人格尊重・協力義務

を遵守してきたかも考慮要素の1つになると考えられる。

④共同で親権を行使すべき事柄について、連絡したにもかかわらず相手から返事がない場合はどうしたらよいか?

協議を求めた事柄の性質や父母間の関係等に照らして相当な期間内に反応がなかったり、特定の態度を示さなかつたりするような場合は、相手から黙示的な合意があったと評価することができる場面も多いと考えられる。なお、子の利益のために急迫の事情がある場合には、単独で親権を行使することができる(新民法824条の2第1項3号)。

⑤「子の利益のため急迫の事情があるとき」とはどのような場合か?

DVや虐待からの避難をする必要がある場合、子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合、入学手続きの期限が迫っているような場合などである。また、父母間の深刻な意見対立等により、父母の協議や家庭裁判所の手続きを経ていては適時に親権行使ができない事情がある場合も当たりうる。

これはほんの一部ですが、今後は、どういった場合がどの条文に当たりうるか、このQ&Aを参考にしつつ個別具体的に考えて行くことになります。判断に悩む場合も出てくるでしょうけれど、それぞれの方にとって良い解決に繋がるよう努力していきたいと思います。

磨かれた洞察力

弁護士 本條 裕子

当事務所に入所し、所長である山下弁護士の下で働くこと、10年を超えた。

依頼者さんが、打合せ時に「音声データをMP3で送りますね」と仰ったのに対し、山下弁護士は「スター□オーズみたいやな」と答えました。周りがきょとんとしている中、私が「C3P□のことですね」と答えると、同席していた皆さんに、「何で今までわかるんですね」と笑われました。そんなエピソードがちょこちょこあるため、依頼者さんからも、親しい弁護士の先生からも、「良い師弟コンビですね」と言われてきました。

私自身も、山下弁護士の言

いたいことは大体わかるようになったのではないかと自負していましたが、そんな私でもわからないこともあります。

あるとき、所内で話している際、山下弁護士が「それ、あれみたいやな。ほら、あれ、甘いお菓子いっぱい食べる、ライトくんのやつ」と言ったのですが、私はさっぱり何のことかわかりませんでした。ところが、横から、すかさず事務局の菅が、「それは、□スノートのエ□のことですね」と教えていました。山下弁護士も、「そうそう！それよ、それ！」と答え、当たっていた様子。さすが、勤続20年を超える菅さん。お見それしました。

本條弁護士は大胆不敵!?

弁護士 山下信子

さつきニュースvol.42に書いた「本條弁護士とタクシー」が好評だったので、続編を書きます。今回は、本條弁護士の大胆不敵さについてです。

弁護士は、相手方との関係で危険な場面に遭遇することがあります。2010年には大阪の法律事務所の事務員さんが、2012年には若手の尊敬を集めていた秋田の人権派弁護士が、いずれも家事事件の相手方に刺殺されました。私の友人は、弁護士デビューの日、ボスの替わりに出た法廷で相手方から殴られました。なので日弁連は、相手方が突然直接、事務所に来所したとき等、類型毎にガイドラインを作成して注意を呼びかけています。

さつき事務所は平和な事務所ですが、本條弁護士が弁護士1年目のとき、本條が送った通知書が気に入らないとして相手方

が事務所にやって来たことがあります。相手方はこちらの求めに応じて事務所から出たものの、エレベーター前に座って動きません。そのうち本條が弁護士会の委員会に出かける時間が迫ってきました。当然私は本條弁護士に、「外に出ん方がええ。きょうは委員会はサボったら」と言い、本條は忠告に従ってくれるものと思っていた（コロナ前でZoom出席のシステムがなかったのです）。

ところがしばらくすると本條弁護士は、「やっぱり行ってきます。大丈夫でーす」と笑顔で言い（目だけキラーンと光っていた）、玄関ドアを開け、相手方の前をスッと通って出かけて行つたのです。相手方は、本條の美貌に圧倒されたのか、あるいは、本條が自然すぎたからか、声も出さないままでした。まるで、風の谷をメーヴェに



2009年頃 @ポーランドのクラクフ市
乗って舞い降りるナウシカのようです。

その日、本條は委員会で報告する担当だったそうで、責任感の強い本條ならではのエピソードですが、本條を行かせてしまつた私は日弁連のガイドライン的にはダメなボスでした。

以上、「本條弁護士大胆不敵エピソード」でした。



去年の秋 司法研修所の同期と @石垣島

平畠静塔 「戦利砲寡婦とぼつんと市府の暮」

俳句の教養のない私にも、この句が夫を戦争で亡くした妻の寂寥という「当たり前」の心景を詠んだ、それゆえ優れて普遍的な句であることはわかります。「戦傷の寂しき姿、戦死者遺家族、特に寡婦の寂しき生活状態、或いは下層階級の慘めなる生活状況を表現している」とは正しい評釈です。けれど、この評釈は同時に、「一見何でもないように見えるものが、内部に相当突き進んだものを含んでおり、直感的に反戦反軍的なものを感じさせる……」（京都地方裁判所検事局思想検事）と問題視し、詠み人である京都帝大卒の若い精神科医平畠静塔は、京都の五条署に逮捕拘留され、治安維持法（1925年4月から1945年10月）違反の罪により懲役2年執行猶予3年の有罪判決を受けました（「京大俳句事件」）。判決を可能にしたのは、「運動」と無関係な人物でも反戦の匂いがすれば、「新興俳句の名の下に俳句の持つ合法性を巧みに擬装し、反戦反ファシズム運動を通じて共産主義思想の普及に狂奔しつつありたる」（「特高月報」1945年5月分）と決めつけ、「国体を変革することを目的として結社を組織した者」等として自白調書を作成する手法でした。

この事件をきっかけとして多数の俳人が検挙され、5つの俳句誌が解散に追い込まれます。そして、検挙された人々には特高警察の監視が続き、約束され

たエリート人生から脱落し社会から白眼視される人生が待っていました。まさに「治安維持法下の青春」でした。なお、上記平畠静塔は取調官から「これからは花蝶風月を詠めばいい」と言われ、治安維持法が廃止されるまでは作句しないという静かな抵抗を貫いたそうです。

* * *

京都弁護士会では、さる12月6日（土）、シンポジウム「治安維持法100年—歴史に学び、未来を守る」を開催し、私も受付「嬢」として参加しました。上記は、このシンポの中で私が特に印象深く聞いたことです。シンポのアーカイブは近日、京都弁護士会のHPでアップされます。「国が戦うときに水を差すヤツは日本人じゃない」というような声が聞こえがちな今どき、ご視聴いただけましたら幸いです。当日の販売コーナーで紹介された図書等、参考文献や映画もご紹介しておきます。

荻野富士夫著『治安維持法100年「新しい戦中」にしないために』

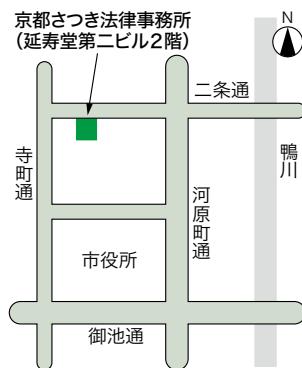
京都治安維持法研究会編『レジスタンスの京都 治安維持法下の青春』

映画「スパイの妻」黒沢清：監督 蒼井優：主演

新村恭著『広辞苑はなぜ生まれたか 新村出の生きた軌跡』
野上弥生子著『迷路』『真知子』

（山下信子）

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いても10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

さつきニュース45号をお届けしました。いかがでしたでしょうか。

夏の猛烈な暑さが嘘のように、寒い日が始まりましたね。冬の始まりには、「ハリー・ポッターと賢者の石」が観たくなります。映画館封切り初日に、わくわくしながら観に行つたこと、当時の最先端の素晴らしい映像技術に感動して、2、3回は映画館に足を運んだことを懐かしく思い出します。

あれから25年以上経った我が家では、再び空前のハリー・ポッターブームが巻き起こっています。我が子が、小説をきっかけにすっかりはまってしまい、学校にも小説を持って行き休み時間に読んでいるようです。家では劇中歌のヘドウィグ（ハリーのペットのフクロウ）のテーマを弾き…文字通り朝から晩までハリー・ポッター漬けです。

皆さまは、登場人物のどなたがお好きですか？ 私は、主人公の子ども達3人皆、好きなのですが、「大胆不敵な」本條は、ハーマイオニーに似ている…と密かに思っております。山下は誰に似ているでしょうか。

新しい一年が皆さまにとって、よい年でありますよう、心からお祈り申し上げます。新年は2026（令和8）年1月5日より執務開始いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。 （事務局管）